

投票方法にはいくつかの方法があります。

投票する手段としては、いくつかの方法があります。
選挙日当日に投票所で投票する方法のほかに、次のような投票方法があります。
詳しくは、伯耆町選挙管理委員会まで問い合わせてください。



期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方、買い物などで投票区内にいない方は期日前投票をする事ができます。

指定病院等における不在者投票

不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば申し出によってその施設において不在者投票をすることができます。

点字・代理投票

目の不自由な方は点字でも投票ができます。また身体が不自由で字が書けない人は投票所の係員が代筆しますので、投票所で申し出てください。投票の秘密は完全に守られます。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方などは郵便等投票証明書の交付を受けることにより郵便等による不在者投票をすることができます。

期日前投票 : 鳥取県知事選挙 3月23日(金)から4月7日(土)まで
県議会議員選挙 3月31日(土)から4月7日(土)まで
受付時間 : 午前8時30分から午後8時まで
(土曜日、日曜日も受け付けています。)
場所 : 岸本地区 ... 伯耆町役場 本庁舎
溝口地域 ... 伯耆町立溝口公民館

【問合わせ先】伯耆町選挙管理委員会事務局 ☎68-4211

投票日 4月8日(日) つくりたい未来があるからこの一票

鳥取県知事選挙 鳥取県議会議員選挙

任期満了に伴う鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙は、4月8日(日)が投票日です。この選挙は、私たち住民の代表として県政を担っていく県知事・県議会議員を決める大切な選挙です。皆さんそろって投票しましょう。



投票所に行くときのお願い

投票所の入場券を忘れないで

- 投票所に行かれる際には、事前に配布されています「投票入場券」を持参してください。
- 無くされた方や忘れた方は、そのことを投票所の受付に伝えていただければ本人確認後投票できます。
- 入場券に記載された場所で投票を行ってください。また、投票所によっては時間帯も違いますので注意してください。

投票方法について

- 今回の選挙では、鳥取県知事選挙と県議会議員選挙を同日に行います。白色の投票用紙には、知事選挙の候補者名を記載し、黄色の投票用紙には県議会議員選挙の候補者名を記載してください。

今回から選挙制度が変わります。

県議会議員選挙の選挙区と定数が変わります。

今まで、溝口地域の方は日野郡選挙区となっていましたが、今回より西伯郡選挙区となります。また、選挙区の定数も変更になっていますので注意してください。詳しくは町報ほうき3月号をご覧ください。

選挙公報が発行されます。

鳥取県知事選挙だけでなく、今回から県議会議員選挙も候補者の経歴や政見を掲載した「選挙公報」が発行されます。